

【39】教員養成・免許制度改革推進事業(拡充)

平成20年度概算要求額:3,762百万円

(平成19年度予算額:190百万円)

事業開始年度:平成19年度

事業達成年度:平成20年度

主管課

初等中等教育局教職員課 (課長:大木 高仁)

関係課

事業の概要

平成19年6月20日に「教育職員免許法及び教育職員公務員特例法の一部を改正する法律」が可決・成立し、平成21年4月より、教員免許更新制を導入する。この導入により、教員の普通免許状及び特別免許状に10年間の有効期間を定めるとともに、免許状の有効期間が満了した際には、免許状更新講習を修了した上で、本人の申請により免許状を更新することとしている。また、施行前に授与された免許状を有する者の場合は、有効期限は定めないが、免許状更新講習を受講し、免許管理者による確認を受けないと、その免許状は失効することとしている。

平成21年度からの教員免許更新制の導入に向けて、

全国的な教員免許管理システム開発等

教員免許更新講習の試行の実施

教員免許更新制導入及び教員免許管理システム等の広報事業

の3つからなる教員養成・免許制度改革推進事業を拡充することにより、教員免許更新制の円滑な実施を目指すものである。

必要性

免許更新制は、中央教育審議会答申、さらに教育再生会議第一次報告をふまえた安倍総理の指示により、法案が提出され、安倍内閣の最重要施策として、平成19年6月20日に「教育職員免許法及び教育職員公務員特例法の一部を改正する法律」が可決・成立し、平成21年4月より教員免許更新制を導入することとなった。

【全国的な教員免許管理システム開発等】

教員免許更新制の導入により、教員免許更新制の実施に必要な情報を一元的に管理する全国免許管理システムの構築が不可欠である。その際、システムの構築については国が担う必要がある。

遺漏なく円滑に複雑かつ膨大な業務遂行するための観点

免許更新制の導入に伴い、年間約11万人の免許更新予定者が見込まれるが、教員免許の授与・管理を行う各都道府県教育委員会は、以下の膨大かつ複雑な業務が追加されることとなる。

該当時期における更新講習受講対象者の抽出(複数免許状対象者等も考慮)

講習受講免除者の認定

更新講習の修了の確認及び新たな有効期間を付した免許状の発行

更新について、本人、授与権者及び所轄庁への通知

有効期間の満了日の原簿への記入(免許法第8条)

免許状の授与・更新状況の把握

取り上げや失効状況等の確認(免許法第10条・11条)

さらに、その膨大な作業について、

任用等の教員身分に直接関わるため、迅速な処理が必要な点

授与権者と管理者が必ずしも一致しておらず、かつ、複数の都道府県教育委員会から免許状を授与されている者が相当数存在することから、都道府県間の連絡、確認等の事務が格段に増加する点

いわゆるペーパーティーチャーが多数存在する点

のような状況に対応しなくてはならないことから、上記業務について、全国規模でネットワーク化することができれば、更新制を遺漏のない体制で実施することが可能になる。

国家資格としての教員免許の観点

教員免許は、国がその基準を教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則において示し、文部科学大臣が認定した大学における単位の修得を要件に免許状が授与される国家資格であり、国が責任を持って対処することが求められる。

経緯と各都道府県教育委員会対応の観点

教員免許更新制の導入は、中央教育審議会答申、教育再生会議第一次報告を踏まえた安倍総理の指示により、内閣の最重要施策の一つとして導入が決定され、国会での特別委員会の設置などにより、急ピッチで法案が成立したものである。

中央教育審議会答申後、各都道府県教育委員会では、地方の負担の増加等を背景に導入に消極的であった中どころ、上記のような国側の積極的な取組みにより、急遽法案を成立させたものであり、各都道府県教委においては、導入に対する不満が解消されていない。このような不満を有する都道府県教育委員会に一方的に責任と負担を負わせ、免許管理システムを開発させることとした場合には、各都道府県教委の不満が一層高まるだけでなく、適切なシステムの構築がなされないおそれがあり、内閣の最重要施策の一つである免許更新制の実施が危ぶまれる。

国による全国免許管理システム構築の必要性

以上の点を考慮すると、教員免許に関する情報を一元的に管理する全国免許管理システムの構築については国が担うこととしたい。

- ・ 一般的に免許制度に係る体制整備は、国の責任であること。
- ・ 更新制が、国の施策として導入されるものであること
- ・ (国の責任に属する)更新講習の認定、必要単位等の情報との連携が不可欠であること。
- ・ 免許状に係る情報は一の都道府県にとどまらず全国流通を前提とするものであり、その意味でデータ項目は全国共通とすべきこと(都道府県ごとに構築すると、データの互換性が確保される保証がなく、結果的に非効率的。)
- ・ 仮に一の都道府県でも不参加を決める、あるいは不十分な体制で参加すると、全国システムとして、全く意味をなさないこと。
- ・ 地方自治法においても、「全国的な規模で若しくは全国的な視点で行わなければならない施策及び事業の実施」は、国の責務とされていること。
- ・ 中教審答申においても、「国が中心となって」構築することとされていること。

【教員免許更新講習の試行の実施】

平成21年4月免許更新制の実施に向け、免許更新制の具体的内容を速やかに定め、各実施主体(各都道府県教育委員会及び課程認定大学等)にいち早く内容を周知し、適切な準備を求める観点から、教育職員免許法施行規則の改正を平成20年3月頃に予定している。本改正において盛り込む事項として、免許状更新講習の開設者及び講師に加えて、免許状更新講習にて取り扱う事項があげられる。この省令事項に基づき、平成20年度に更新講習を実際に試行することにより、更新講習の問題点や適切な運営方針を明らかにするとともに、制度上の遺漏がないことを確認する必要がある。

【教員免許更新制導入及び教員免許管理システム等の広報事業】

平成21年4月に教員免許更新制度が実施されることになるが、教員免許更新制及び教員免許管理システム等の円滑な運用のために、様々な媒体・機会を通しての広報が必要となる。その広報方法として、文部科学省HPの活用及びパンフレットの活用等により、対象を広く広報するとともに、免許更新制に係る各実施主体(各都道府県教育委員会及び課程認定大学等)に対しての説明会等の開催等が必要である。これらの実施主体が事業を行うにあたり、講習を実施する講師や現場の教員等に適切に周知することにより、免許更新制を円滑に実施できる。

効率性

事業の波及効果が認められ、効率性の観点から妥当である。

(事業のアウトプット)

【全国的な教員免許管理システム開発等】

本事業の実施により、全国都道府県教育委員会及び課程認定大学(約850大学)において、同一システムにより運用することにより、免許更新事務が円滑に実施される。

【教員免許更新講習の試行の実施】

本事業の実施により、更新講習における適切な運営方針が明らかになる。なお、本事業は3つの期間で行い、平成20年度第1、2、3四半期前後までに試行を実施し、それぞれ第2、3、4四半期までに評価することで更新講習の適切な運営方針を明らかにし、更新講習認定作業に反映させる予定。

【教員免許更新制導入及び教員免許管理システム等の広報事業】

免許更新制に係る実施主体に対し、免許更新制の趣旨や免許更新システムの操作方法等を理解させることにより、免許更新制の円滑に実施できる。

(事業のアウトカム)

【全国的な教員免許管理システム開発等】

更新手続きの確実な実施、教員免許原簿の記載ミスや個人の権利・利益の漏洩等の抑制が期待できる。

【教員免許更新講習の試行の実施】

質の高い適切な講習の円滑な実施とともに、事業実施主体においては、先進的取り組み例として、他の更新講習の実施主体の模範となることが期待できる。

【教員免許更新制導入及び教員免許管理システム等の広報事業】

各都道府県教育委員会に対しては、市町村教育委員会及び教員に、各課程認定大学に対しては、受講者及び各講習実施講師に対して、免許更新制について適切な説明を実施することができるようになり、免許更新制の円滑な実施が期待できる。

有効性

(施策目標)

施策目標 2 - 7 魅力ある優れた教員の育成・確保

(上位目的のために必要な効果が得られるか)

教員が、社会構造の急激な異変化等に対応して、最新の知識・技能を身に付け、自信と誇り持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得られるようにするため、すべての教員が10年に一度資質能力を刷新することにより、教員全体への信頼性を高め、全国的な教育水準の向上を図る。

公平性、優先性

【公平性】

全国の教員免許状の情報を一括管理するシステムを開発し、各都道府県教育委員会及び課程認定大学へシステムを提供することから、一律にシステムを提供することとなり、公平性は担保できると判断。

【優先制】

教員免許更新制は平成21年4月から施行のため、平成20年度中にシステム開発等を実施・試行する必要がある。

18年度実績評価結果との関係

2 - 7「今後の課題及び政策への反映方針」において「教員免許更新制の導入等のための教育職員免許法改正法案が成立した際には、速やかに円滑な実施に向けた条件整備を進めることが重要」と記載されている。

広報計画

教員免許更新制導入及び教員免許管理システム等の広報事業にて、HP、パンフレット作成及び説明会の開催等にて実施以外、特になし。

備考

骨太2007(平成19年6月19日閣議決定)

教員の質の向上及び教員が子どもと向き合う時間の大幅な増加

社会人採用のための特別免許状の活用促進、教員免許更新制導入に向けた取組、授業内容改善のための教員研修の充実、メリハリのある教員給与体系を実現する中でのがんばる教員の処遇の充実、副校長・主幹等の教職員の適正配置、事務の共同実施体制の整備・事務の外部委託・地域の人材協力・教育現場のIT化等を通じた教員の事務負担の軽減、設備・教材の充実、学校施設耐震化など教育環境の向上。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案に対する付帯決議(平成19年6月19日)

教員免許更新制の円滑な実施に向け、教員及びその他の免許状保持者等に対して制度の十分な周知を図ること。

また、更新制の導入に伴う免許状授与原簿の管理システムの構築と運用に当たっては、遺漏なきよう万全を期すこと。

今後の教員養成・免許制度の在り方について（平成18年7月 中教審答申抜粋）

3. 教員免許更新制の導入

(4) 更新制等の円滑な実施のために

また、更新制の導入や現職教員への対応を円滑に行うためには、免許管理者である都道府県教育委員会における免許管理体制の整備が重要である。このため、今後、各都道府県教育委員会の実態も踏まえつつ、国が中心となって、免許管理や免許更新に必要なデータを全国規模でネットワーク化し、どの都道府県からでも必要なデータへのアクセスを可能とするような「免許管理システム」の整備を速やかに行うとともに、都道府県教育委員会に対する支援方策について検討することが必要である。

【第166回国会】 参・文教科学委員会（平成19年5月31日）議事録（抄）

対：山本香苗議員（公）

山本香苗君

実際の免許というもの、私もいろいろお伺いする中で、免許状というのはいわゆる免許状を授与した都道府県の教育委員会に原簿というのがあって、いわゆる実際勤務していらっしゃる学校の教育委員会とはそれが異なるケースが非常に多いということなんですけれども、実際、免許更新となりますと、その、原簿があるところの都道府県の教育委員会と今いらっしゃるところの教育委員会との間でいろいろ紙でやり取りしたりとか、何だかんだこの免許状の管理の關係で新しい事務が生じてくるんであるうなと思うわけなんです、こういった事務というものも軽視できないものだと思いますので、そういった事務負担の軽減の観点から、全国でこういったデータベース化、共通化したようなものをつくってやることも考えてもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

銭谷眞美政府参考人

文部科学省におきましては、今回の免許更新制の導入ということの一つの契機として、現在各都道府県教育委員会が個別に管理しておりますこの免許情報を、全国の免許管理システムという形で一元的に管理できるような、そういうシステムの導入に向けた検討を開始をしているところでございます。平成十九年度、システム開発に向けました調査、準備試 行等を行うための経費を計上しているところでございます。

今回の改正法案が国会でお認めをいただきました場合、平成二十一年四月の改正法の施行に向けまして、私どもこの免許更新制が円滑に実施できるように、ただいま申し上げました全国の免許管理システム、これの構築に万全を期していきたいと思っております。

平成20年度機構・定員要求

教員免許更新制度の体制の強化として、教員免許企画室を新設するなど6名を新規定員要求する予定。

教員免許更新制の円滑な実施

平成20年度要求額 3,762,164千円(新規)

概要

平成19年6月20日に可決・成立した「教育職員免許法及び教育職員公務員特例法の一部を改正する法律」に基づき、平成21年度からの教員免許更新制の導入に向けて、教員免許更新制の実施に必要な情報を一元的に管理する全国免許管理システムの国による構築、教員免許更新講習の試行の実施、教員免許更新制等情報提供事業の実施により、国の責任による教員免許更新制の円滑な実施を目指す。

経緯

- 平成18年9月 安倍内閣総理大臣の所信表明演説において、「教員の質の向上に向けて、教員免許の更新制度の導入を図る」と演説。
平成19年1月 教育再生会議第一次報告において、「4つの緊急対応」の一つとして、教員免許更新制導入を提言。
安倍総理が国会への法案提出を指示。
(平成18年7月 中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」にて、教員免許更新制の導入を提言。)
平成19年3月 中央教育審議会答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要なとされる教育制度の改正について」にて、免許更新制導入のための教育職員免許法の改正を提言。「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案」を国会へ提出。
平成19年6月 「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案」が国会で可決・成立。
平成21年4月(予定) 教員免許更新制の実施。

免許更新制の実現に向けた課題

安倍内閣の最重要課題であり、各教員の教育活動に直接関わることから、免許更新制導入に万全を期すことが重要。教員免許制度の根幹に関わるものであり、国主導で免許更新制を導入したことから、その円滑な実施を国が全面的に責任を持つ必要がある。

500万人分の免許の更新等これまでの免許事務が根本から変わり、事務作業の効率化と正確性を担保する必要がある。

免許管理システム

教員免許更新制の実施に必要な情報を全国規模でネットワーク化するシステムを構築

都道府県教育委員会の膨大で複雑な免許更新制の事務作業を、迅速かつ簡素に実施でき、事務量増加に対応
記載ミスや個人情報の紛失・漏洩を抑制



免許更新制情報提供

免許更新制度について説明会の実施、更新制のQ&Aや講習内容の閲覧・検索ができるHPの作成、理解啓発資料の作成・配布等による情報提供を行う。

免許更新講習試行

免許更新講習を試行し、想定される諸課題等についての解決方法等に取り組み、それらの成果を更新講習開設予定大学等へ普及する。

国の責任により、教員免許更新制を円滑に実施